

①事業主の名称及び住所変更(許可証書換)の記載例

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捺印」を押印してください。

※ 再交付 年月日 年 月 日
書換

(旧)特定労働者派遣事業の場合は、「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」の表題の「許可証書換申請書」を抹消し、「労働者派遣事業変更届出書」としてください。

※印欄には記載しないでください。

労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

厚生労働大臣

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- ①「変更届出及び許可証再交付申請」にあつては、「再交付申請」及び「変更届出」の表題を抹消してください。
- ②下記の1、4、5、の全文を抹消してください。
- ③右記の「届出者」の文字を抹消してください。

事業主による申請となりますので「代表者印」を押印してください。

申請者 株式会社 派遣鹿児島
届出者 代表取締役 派遣 一郎

代表者印

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 届出者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（個人にあつては第1号から第9号まで、第11号及び第12号）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、未成年者でないこと、同法第4条第1号から第9号までのいずれにも該当しないこと及び労働者派遣事業の適正な運営の確保（旧）特定労働者派遣事業主については、下記1、2に記載せず10備考欄に記載してください。

1 許可番号	派46-〇〇〇〇〇〇	2 許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ はけんあんていしよ 株式会社 派遣安定所		
4 住所	〒(891-〇〇〇〇) 鹿児島県鹿児島市天保山町〇〇番〇〇号		(099) △△△-□□□□
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	はけん いちろう 派遣 一郎		3欄から5欄は、変更前の内容を記載してください。
6 (ふりがな) 事業所の名称			6欄、7欄は記載しないでください。
7 事業所の所在地	〒()		() -
※			

収入印紙
(消印してはならない。)

- ①収入印紙 3,000円/枚 消印しないでください。
- ②(旧)特定労働者派遣事業所の場合は、収入印紙は不要となります。



8 変更の内容									
変更に係る事項		変更後			変更前			変更年月日	
① (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしががいしゃ はけんかごしま			かぶしががいしゃ はけんあんていしよ			〇年〇月〇日		
	株式会社 派遣鹿児島			株式会社 派遣安定所					
② 住所	〒(890-〇〇〇〇) 鹿児島市西千石町〇番〇号 (099)〇〇〇-〇〇〇〇			〒(891-〇〇〇〇) 鹿児島市天保山町〇〇番〇〇号 (099)△△△-□□□□			〇年〇月〇日		
③ (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	変更前・後の内容について、法人登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)のとおり記載してください。						年 月 日		
④ ④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
⑤ (ふりがな) 事業所の名称							年 月 日		
⑥ 事業所の所在地	〒()			〒()			年 月 日		
	() -			() -					
⑦ ⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日		年 月 日		終了年月日		年 月 日		
⑧ ⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	(ふりがな)			製造業務専門			(ふりがな)		
	氏名			キャリア担当者			氏名		
	住所				住所				年 月 日
	備考				備考				
⑨ ⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設									
イ 事業開始年月日					年 月 日				
ロ (ふりがな) 事業所の名称									
ハ 事業所の所在地	〒()			() -					
ニ ⑨ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無					1 有		2 無		

様式第5号 (第4面)

記載要領

- 1 各申請書及び届出書共通事項
 - (1) ※印欄には、記載しないこと。
 - (2) 第1面上方の申請者届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (3) 3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 2 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「労働者派遣事業変更届出書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄には記載しないこと。
 - (3) 9欄には、再交付の申請に至った理由を具体的に記載すること。
 - (4) 収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。
- 3 労働者派遣事業において、8欄の③、④、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の③又は④に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 特定製造業務への労働者派遣を実施し、又は実施を予定している場合において、変更後の派遣元責任者を同時に製造業務専門派遣元責任者として選任する場合には、8欄の⑧の「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
 - (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、変更後の派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑧の「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
 - (7) 収入印紙を貼る必要はないこと。
- 4 労働者派遣事業において、8欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書」並びに第1面上方1、4及び5の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の①又は②に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。
- 5 労働者派遣事業において、8欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の⑨ニは、該当する数字を○で囲むこと。なお、「1 有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
 - (3) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
 - (4) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、8欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。
 - (5) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
 - (6) 収入印紙を貼る必要はないこと。
 - (7) 10欄に、労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 6 労働者派遣事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄の⑩ニには、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
 - (4) 収入印紙を貼る必要はないこと。
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第8条第2項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨を記載すること。
- 8 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第8条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。